

○あわら市スポーツ推進委員に関する規則

平成16年3月1日

教育委員会規則第29号

改正 平成24年3月23日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき教育委員会が委嘱するあわら市スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの推進に関しその分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の求めに応じ、これらの団体が行うスポーツに関する行事又は事業に関し協力すること。
- (5) 市民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、別に定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、26人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(事務局)

第7条 事務局は、教育委員会スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最後に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月23日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。